

話し合おう わが家の将来

今住んでいる「わが家」の
「将来」について、一度考えてみましょう

家は、生活の場所や思い出の場所というだけでなく、
財産という側面を持ち合わせています。
ご自身が持っている財産を将来的にどのように引き継ぐか
ご家族で話し合っておきましょう。

話し合うことにより、将来ご家族がわが家を使用しない可能性が高ければ、
元気なうちに売却等の意思表示もできます。



わが家の将来～やっておきたい5つのこと～

- ☑ 土地や建物などの情報を書面にまとめる
- ☑ 今の住まいをこれからどうしたいか考える
- ☑ ご家族にご自身の意思を伝えておく
- ☑ 権利書を整理する
- ☑ 名義の変更などすぐに申請できることは行う



----- このチラシに関するお問い合わせ先 -----

可児市建設部施設住宅課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

TEL 0574-62-1111 (内線2232)

E-mail sisetujyutaku@city.kani.lg.jp

このチラシは全ての方にお送りしています。内容が該当されない場合もありますので、ご了承ください。

相続登記

お済みですか？

相続登記とは

亡くなられた方が不動産を所有していた場合に、その不動産の登記名義を相続した方へ変更する手続きです。

相続登記を放置していると、こんなことに…

▶ 相続人が増えて権利関係が複雑に！

相続人が亡くなると、お子さんなどが新たな相続人となります。相続人の人数が増えると相続割合など権利関係が複雑になるほか、相続登記をするために必要となる書類も増え、手続きが煩雑になります。



▶ 不動産をすぐに処分できない！

実質的に相続していたとしても、相続登記されていないとすぐに売却したり、担保にすることができません。



▶ 放置した不動産の相続登記が困難に！

手続きに必要な戸籍が保存年限の経過により取得できなかったり、相続人が行方不明で遺産分割協議ができなかったりすると、自分の不動産なのに名義を得ることが困難になります。

こんなことが起こらないように相続登記をしましょう！！

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも

「未来につなぐ相続登記」をお忘れなく！

ご相談は、岐阜地方法務局美濃加茂支局まで

TEL 0574-25-2400